

細菌学的兵器禁止条約および環境破壊兵器禁止条約

杉 江 栄 一

細菌学的（生物学的）および毒素兵器の開発、生産ならびに貯蔵の禁止、およびその兵器の廃棄にかかる協約（Convention on the prohibition of the development, production and stockpiling of bacteriological (biological) and toxin weapons and on their destruction）

一九七一年四月一〇日、ロハヌ、モスクワ、ワシ

ントンで署名

一九七五年三月二六日発効

寄託国、イギリス、アメリカ、およびソ連

日本は未批准

この協約の締約国は、

あらゆる種類の大量破壊兵器の禁止と除去を含む全般的・完全軍縮に向って効果的な前進を達成するという見地で行動する

」とを決意し、かつ効果的な措置による化学的および細菌学的（生物学的）兵器の開発、生産ならびに貯蔵の禁止、およびこれらの兵器の廃棄が、厳格かつ効果的な国際管理下での全般的・完全軍縮の達成を促進する」とを確信し、

一九二五年六月一七日、ジュネーヴで署名された窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび細菌学的手段の戦争における使用の禁止にかかる議定書の重要な意味を認識し、かつこの議定書が戦争の脅威を緩和するうえでこれまでにはたし、また現にはたしつつある寄与を自覚し、

締約国がこの議定書の原則と目的を遵守することを再確認し、かつすべての国が厳格に右の原則と目的に従うことを求め、

国際連合総会が、一九二五年六月一七日のジュネーヴ議定書の原則と目的に反するすべての行為をくりかえし非難してき

たことを想起し、

諸国民の信頼関係の強化と国際環境の全面的な改善に寄与することを希望し、

また国際連合憲章の目的と原則の実現に寄与することを希望し、

資料

効果的な措置によって、化学的もしくは細菌学的（生物学的）剤の使用のごとき危険な大量破壊兵器を、諸国の武器庫から除去することの重要性と緊急性を確信し、

細菌学的（生物学的）および毒素兵器の禁止にかんする協定が、化学兵器の開発、生産ならびに貯蔵の禁止のための効果的な措置にかんする協定の締結にむけての最初の可能な第一歩となることを認識し、かつこの目的にむけて交渉を継続することを決意し、

人類のために、細菌学的（生物学的）剤および毒素の兵器としての使用の可能性を完全に除去することを決意し、

このような使用が人間の良心と合致しないこと、かつこの危険を減少せしめるための努力を惜しんではないことを確信し、

つぎのとおり協定した。

第一条（開発等の禁止） この協約の各締約国は、つぎのものを、いかなる環境においても、開発し、生産し、貯蔵し、もしくは他の方法で取得または保持しないことを約束する。

(1)、病気予防、保護または他の平和的目的のために正当とは認められない型および量の微生物または生物学的剤、または生産のための原料または方法が何であれ毒素。

(2)、これらの剤または毒素を、敵対的目的または武力衝突のために使用することを目的とした武器、装置もしくは運搬手段。

第二条（兵器の破壊等） この協約の各締約国は、可及的速かに、おそらくともこの協約の発効後九カ月以内に、第一条に定めるすべての剤、毒素、兵器、装置および運搬手段であつて、現に保有またはその管轄下にあるものを、破壊し、または平和的目的に転換することを約束する。この条の規定の実行にあたっては、住民および環境保護のために、必要なすべての安全のための予防策が講じられなければならない。

第三条（兵器の移転等の禁止） この協約の締約国は、協約第一条に定める剤、毒素、兵器、装置または運搬手段を、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる受領者にも移転せず、かついかなる国家、國家集団または国際組織に対しても、これらの製造または他の手段による取得を、いかなる態様によるかを問わず、援助し、奨励し、もしくは勧誘しないことを約束する。

第四条（兵器の開発等の防止義務） この協約の各締約国は、自国の領域内、その管轄下またはどのようなところであれその管理下にある場所において、協約第一条に定める剤、毒素、兵器、装置または運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得ま

細菌学的兵器禁止条約および環境破壊兵器禁止条約

たは保持を禁止し、もしくは防止するために必要な措置を、
自国の憲法上の手続にしたがってとらなければならない。

第五条（相互の協議と協力） この協約の締約国は、協約の目的にかんして、または協約の規定の実施において生ずる問題を解決するために、相互に協議しつつ協力することを約束する。本条による協議および協力は、国際連合の枠内で、かつ国際連合憲章にしたがってとられる適切な国際的手続を通じておこなわれる。

第六条（苦情の提出と処理） 1、この協約のいずれの締約国も、この協約の規定から生じる義務を侵犯している他の締約国の行為を発見した場合には、国際連合安全保障理事会に苦情を提出することができる。苦情は、その正当性を証明しうるすべての可能な証拠ならびに安全保障理事会による審議の要求を含まなければならない。

2、この協約の各締約国は、安全保障理事会が、国際連合憲章の規定にしたがって、理事会がうけとった苦情にもとづいておこなういかなる調査にも協力することを約束する。安全保障理事会は、その調査の結果を、協約の締約国に通知する。

第七条（被害国への援助） この協約の各締約国は、いずれかの締約国が、この協約の侵犯の結果として危険にさらされないと安全保障理事会が決定した場合には、国際連合憲章にしたがって、その要求をおこなった締約国に援助または支持を与えることを約束する。

第八条（ジュネーヴ議定書の尊重） この協約のいかなる規定も、一九二五年六月一七日ジュネーヴで署名された窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび細菌学的手段の戦争における使用の禁止にかんする議定書のもとでいざれの国にも課せられていく義務を、いかなる態様によるかを問わず、制限しもしくは害するものと解されてはならない。

第九条（化学兵器禁止のための交渉） この協約の各締約国は、化学兵器の効果的な禁止という目的が承認されていることを確認し、この目的のために、化学兵器の開発、生産、貯蔵の禁止およびその廃棄のための効果的措置について、なればに戦争目的のための化学剤の生産または使用のためにとくに計画された装置または運搬手段にかんする適切な措置について、早急に協定に達するという見地から誠実に交渉することを約束する。

第一〇条（細菌学的剤等の平和的目的利用） 1、この協約の締約国は、細菌学的（生物学的）剤および毒素の平和的目的のための使用について、装置、原料および科学的・技術的情報の最大限に可能な交換を促進することを約束し、かつそれに参加する権利を有する。右のことを実行する位置にある締約国は、個別にあるいは他の国または国際組織と協同して、病気の予防または他の平和的目的のための細菌学（生物学）の分野での科学的発見のいっそりの促進と適用について、寄与すべく協力する。

2、この協約は、細菌学的（生物学的）剤および毒素の、ならびにこの協約の規定にしたがつておこなわれる平和的目的のための細菌学的（生物学的）剤および毒素の再処理、使用、または生産のための装置の国際的交換を含めて、平和的な細菌学的（生物学的）活動の分野での締約国の経済的・技術的発展または国際的協力を妨げないような方法で実施されなければならない。

第一一条（改正） いずれの締約国もこの協約の改正を提案できる。改正は、この協約の締約国の過半数がこれを受諾した時に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、他の締約国につき当該締約国による受諾の日に効力を生ずる。

第一二条（再検討） この協約の効力発生の五年後または協約締約国の過半数が寄託国政府に提案をおこなった場合にはより早い時期に、化学兵器についての交渉にかんする規定を含めて、この協約の前文の目的および規定が実現されていることを確認するという見地で協約の運用を再検討するため、この協約の締約国の会議をスイスのジュネーヴで開催する。この再検討では、この協約に関連する新しい科学的・技術的發展を考慮に入れる。

第一三条（期限、脱退） 1、この協約の有効期間は無期限とする。
2、この協約の各締約国は、この協約の対象である事項に関連

する異常な事態が自国の至高の利益を危くしていると認める時には、その主権の行使として、この協約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国および国際連合安全保障理事会に対し、その脱退を三ヵ月前に通知する。その通知には、自国の至高の利益を危くしていると認める異常な事態についての記述を含むものとする。

第一四条（署名、批准、加入、発効） 1、この協約は、署名のためにしてすべての国に開放される。本条第三項の規定にしたがつてこの協約の効力が生じる前にこの協約に署名しない国は、いつでもこの協約に加入することができる。
2、この協約は、署名国によって批准されなければならない。批准書および加入書は、この協約により寄託国政府として指定されるソヴェト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国政府に寄託する。

3、この協約は、寄託国政府として指定される政府を含む二十二の政府が批准書を寄託した時に効力を発する。

4、この協約は、その効力発生の後に批准書または加入書を寄託する国については、その批准書または加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5、寄託国政府は、すべての署名国政府および加入国政府に対して、各署名の日、各批准書または各加入書寄託の日、この協約の効力発生の日および他の通知書の受領をすみやかに通

細菌学的兵器禁止条約および環境破壊兵器禁止条約

報する。

6、この協約は、寄託国政府が国際連合憲章第101条の規定にしたがって登録する。

第一五条（正文） この協約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語による本文をひとしく正文とし、寄託国政府に寄託される。この協約の認証謄本は、寄託国政府が署名国政府および加入国政府に送付する。

環境に変化を及ぼす技術の軍事的または他の敵対的使用の禁止にかかる協約 (Convention on the prohibition of military or any other hostile use of environmental modification techniques)

一九七七年五月一八日、ジュネーヴで署名
寄託者、国際連合事務総長

一九七八年一〇月五日発効

日本は未調印

この協約の締約国は、

永続する平和の利益に導かれ、軍備競争の阻止、厳格で効果的な国際管理下における全般的・完全軍縮の達成および新しい戦争手段の使用の危険から人類の救出のために寄与することを希求し、

軍縮の分野でより前進した措置へ向って効果的な進歩を達成するという見地から交渉を継続することを決意し、科学的・技術的進歩が、環境の変化にかんして新しい可能性をありひらく」とを認識し、

一九七二年六月一六日ストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言を想起し、

環境に変化を及ぼす技術の平和的目的の使用が、人間と自然の関係を改良しうること、また現在および将来の世代の利益のために環境の保全と改良に貢献することを認識し、しかるのよだな技術の軍事的または他の敵対的使用が、人類の幸福にとてきわめて有害な結果をもたらすことを認識し、

環境に変化を及ぼす技術の軍事的または他の敵対的使用から生じる人類への危険を除去するために、そのような使用を効果的に禁止することを希望し、かつこの目的を達成するために努力するという意志を確認し、

国際連合憲章の目的と原則にしたがって、諸国民間の信頼の強化と国際的状況のいっそくの改善に寄与することを希望し、つまるとおり協定した。

第一条（環境破壊兵器の禁止） 1、この協約の各締約国は、他の締約国に対する破壊、損害または危害のための手段として、ひろい範囲に長期にわたって残存または深刻な効果を

有する環境に変化を及ぼす技術の軍事的もしくは他の敵対的使用に関与しないことを約束する。

2、この協約の各締約国は、いかなる国、國家集団または国際組織に対しても、この条第一項の規定に反する活動に関与することを、援助し、奨励しまだは勧誘しないことを約束する。

第三条（平和的目的利用） 1、この協約の規定は、環境に変化を及ぼす技術の平和的目的のための使用を妨げるものではなく、かつそのような使用にかんして国際法の一般に承認された原則および適切な規則を害するものではない。

2、この協約の締約国は、環境に変化を及ぼす技術の平和的目的のための使用にかんする科学的・技術的情報の最大限に可能な交換を促進することを約束し、かつそれに参加する権利を有する。右のことを実行する位置にある締約国は、個別にあるいは他の国または国際組織と協同して、環境の保全、改良および平和的利用について、世界の発展途上地域の必要を十分に考慮に入れて、寄与しなければならない。

第四条（違反活動の防止義務） この協約の各締約国は、その

資料

管轄下または管理下にあるいかなる地域においても、この協約の規定を侵犯する行為を禁止しがつ防止するため、各憲法上の手続にしたがつて必要と考える措置をとることを約束する。

第五条（協約実施のための協力、専門家協議委員会） 1、この協約の締約国は、この協約の目的にかんしてまたは規定の実施について生ずる問題を解決するために、相互に協議し、かつ協力することを約束する。この条による協議と協力は、国際連合の枠内でかつ国際連合憲章に合致する適切な国際的手続を通じておこなわれる。これらの国際的手続きは、適切な国際組織ならびに本条第二項に定める専門家協議委員会の援助を含む。

2、本条第一項の目的のために、寄託者は、この協約の締約国のいづれかから要求のあつた場合には一ヶ月以内に、専門家協議委員会を召集する。いかなる締約国も委員会に専門家を指名することができる。委員会の任務および手続規則は、この条約の不可分の一部である付属書に定められる。委員会は、審議の過程で委員会に提出されたすべての意見および情報を含めて、発見した事実の要約を寄託者に提出する。寄託者はその要約を、すべての締約国に配布する。

3、この協約のいづれの締約国も、いづれか他の締約国がこの協約の規定から生ずる義務を侵犯する行為を行つていると信じるに足る理由がある時には、国際連合安全保障理事会に苦

細菌学的兵器禁止条約および環境破壊兵器禁止条約

情を申し立てることができる。この苦情は、すべての関連する情報ならびにその事実を証明しうるすべての証拠を含まなければならない。

4、この協約の各締約国は、安全保障理事会が受理した苦情にもとづいて、安全保障理事会が国際連合憲章の規定にしたがつておこなう調査の実行に協力することを約束する。安全保障理事会は、調査の結果を締約国に通報する。

5、この協約の各締約国は、いずれかの締約国がこの協約の侵犯の結果として損害をうけまたは損害をうけるおそがあると安全保障理事会が決定した場合には、国際連合憲章の規定にしたがつて、その要求をおこなつた締約国に援助または支持を与えることを約束する。

第六条（改正） 1、この協約のいずれの締約国も、協約の改正について提案することができる。改正提案の草案は寄託者に提出され、寄託者は草案をすべての締約国にすみやかに配布する。

2、改正は、締約国の過半数が寄託者に受諾書を寄託した時に、この改正を受諾したこの協約のすべての締約国について効力を生ずる。その後は他の締約国につき受諾書を寄託した日に効力を生ずる。

第七条（有効期間） この協約の有効期間は無期限とする。

第八条（再検討） 1、この条約の効力発生の後五年が経過した時に、寄託者は、協約締約国との会議をスイスのジュネーヴ

に召集する。会議は、この協約の目的および規定が実現されていることを確認するという見地で協約の運用を審議し、とくに第一条第一項の規定が環境に変化を及ぼす技術の軍事的もしくは他の敵対的使用の危険を除去するのに有効であるかを検査する。

2、その後五年以上の間隔をおいて、締約国の過半数が寄託者に対してその旨の提案を行うときは、前記と同一の目的をもつて会議が召集される。

3、本条第二項にしたがつて召集される会議がそれ以前の会議の終了以後一〇年以内に召集されなかつた場合には、寄託者は、そのような会議の召集にかんして、すべての協約締約国の意見を求める。締約国の三分の一または一〇カ国のがその数の少ない方が肯定的解答をよせた場合には、寄託者は、ただちに会議の召集の手続をとる。

第九条（署名、批准、加入、発効、登録） 1、この条約は署名のためにすべての国に開放される。本条第三項にしたがつて効力を生ずる前に協約に署名しない国は、いつでもこの協約に加入することができる。

2、この協約は、署名国により批准されなければならない。批准書または加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3、この協約は、本条第二項にしたがつて、二〇カ国の政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

4、この協約の効力発生後に批准書または加入書を寄託する国

については、その批准書または加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5、寄託者は、すべての署名国および加入国にたいして、各署名の日、各批准書または加入書の寄託の日、この協約および改正の効力発生の日ならびにその他の通知の受領を、すみやかに通報する。

6、この協約は、寄託者が、国際連合憲章第1011条にしたがつて登録する。

第一〇条（正文） この協約は、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語およびスペイン語を正文とし、国際連合事務総長に寄託する。事務総長は、この協約の認証謄本を調印国および加入国政府に送付する。

資料

専門家協議委員会

1、専門家協議委員会は、委員会の召集を要求する締約国が協約第五条第一項にしたがつて提起したあらゆる問題について、適切な事実の発見をなし、かつ専門家の見解を準備する。

2、専門家協議委員会の議事は、この付属書の1に定められた機能の遂行を可能ならしめるように編成される。委員会は、その議事編成にかかる手続問題については、可能ならばコンセンサスで、そうでない場合には出席しかつ投票する者の

過半数で決定する。実質的問題については、投票をおこなわない。

3、寄託者またはその代理人は、委員会の議長をつとめる。

4、各専門家は、一またはそれ以上の助言者をともなって会議に出席することができる。

5、各専門家は、委員会の任務の遂行のために専門家が望ましいと考える情報および援助を、議長を通じて、各国および国際組織に要求することができる。

Source, SIPRI, Arms Control. A Survey and Appraisal of Multilateral Agreements,
各条文のタイトルは訳者が付した。

付属書

資料